

# 建設産業における国土交通省の取り組み

2008年12月8日

第1回 建設業における内部統制のあり方に関する研究会

1. 国土交通省による直近の主な取組状況
  - 1.1 建設産業政策2007の概要～大転換期の構造改革～（平成19年6月）
  - 1.2 駆け込みホットラインの設置（平成19年4月～）
  - 1.3 建設業法令遵守ガイドラインの策定（平成19年6月策定）
  - 1.4 低価格受注問題検討委員会（平成19年度）
  - 1.5 下請代金支払状況等実態調査（平成19年度）
  - 1.6 下請取引等実態調査（平成20年度）

# 1.1 建設産業政策2007の概要～大転換期の構造改革～

(平成19年6月とりまとめ)

## 建設産業を取り巻く変化

### 建設投資の急激な減少

- ・公共投資への依存度の高い地域の建設産業は極めて厳しい状況
- ・価格競争の激化による公共工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せ

### 談合廃絶への社会的要請

- ・談合、官製談合などに対する国民の厳しい批判、CSRに対する要請
- ・改正独禁法等による制度環境の変化
- ・「旧来のしきたりからの訣別」など業界の法令遵守徹底への取組

### 品質の確保に対する懸念

- ・公共事業における極端な低価格による受注の増加
- ・構造計算書偽装問題の発生

### 産業としての魅力の低下

- ・賃金等の労働条件等の悪化、若年労働者の新規入職の減少
- ・建設業就業者の高齢化、人口減少による建設産業の将来の担い手の不足
- ・技術・技能の円滑な承継に対する懸念

## 「構造改革」の推進

### 産業構造の転換

#### 再編・淘汰は不可避

- 「意識の改革」 法令遵守の徹底
- 「経営の改革」
- 「選択と集中」による技術力・施工力・経営力の強化
- 完工高偏重から利益重視への経営転換
- 業種・規模等に応じた経営戦略の構築
- 最適な企業形態の選択

### 対等で透明な建設生産システム

#### 「脱談合」時代に対応した新しい建設生産システムの構築

- 価格と品質に優れた公共調達の実現
- 総合評価方式の導入・拡充

- 対等で透明なシステムの再構築
- 責任関係・費用負担等の明確化
- 多様な調達手段の活用

### 「人づくり」の推進

#### 将来を担う人材の確保・育成

- 将来を担う優秀な人材の確保・育成
- 技術・技能の承継に向けた各企業・団体、産業全体の取組

## 今後の建設産業政策の方向性

### 公正な競争基盤の確立 Compliance

- ・ルールの明確化と法令遵守の徹底
- ・法令違反に対する取締強化
- ・建設業法令遵守推進本部の設置
- ・法令遵守ガイドラインの策定
- ・談合廃絶に向けたペナルティの強化

### 再編への取組の促進 Challenge

- ・企業の経営判断を阻害しない制度設計
- ・再編へのインセンティブの付与
- ・経営事項審査の見直し
- ・技術者制度の見直しの検討
- ・産活法による企業再編のインセンティブの付与の検討
- ・海外建設市場への展開
- ・海外進出に向けたファイナンス面の強化
- ・活動領域の拡大
- ・農業等の他分野への進出支援

### 技術と経営による競争を促進するための入札契約制度改革 Competition

- ・技術と経営による競争の促進
- ・地域の実情に応じた入札契約制度
- ・ダンピングの防止
- ・一般競争方式、総合評価方式、入札ボンドの導入・拡大
- ・工事の態様等に応じた発注標準等の設定、地域貢献度等の評価
- ・低価格入札対策の強化
- ・予定価格制度の検討等

### 対等で透明性の高い建設生産システムの構築 Collaboration

- ・多様な調達手段の活用
- ・適切な受発注者間・元請下請問の関係の構築
- ・設計施工一括方式等の活用
- ・CM・PM方式、三者協議の活用
- ・建設コンサルタントの能力の適切な評価 他

### ものづくり産業を支える「人づくり」 Career Development

- ・優秀な技術者・技能者の評価、処遇の改善
- ・技術・技能の向上・承継
- ・基幹技能者の評価
- ・専門高校と地域業界の連携による将来の人材育成強化策の検討

技術力施工力経営力に優れた企業が成長できる環境整備

エンドユーザーに対するVFMの実現

魅力ある産業への転換

「国民の信頼の回復」・建設産業の活力の回復の実現、我が国経済社会 地域コミュニティ 国際社会への貢献

## 1.2 駆け込みホットラインの設置 (平成19年4月～)

### 法令違反情報の収集体制の強化

各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設(平成19年4月より)

通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴収を実施

法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

- ・元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反
- ・工事の施工現場に関する法令違反
- ・虚偽の許可申請・経営事項審査による法令違反

### 駆け込みホットライン通報件数

平成19年度実績は812件

法令違反情報の通報のほか、建設業法に関する質問・相談に関するものも相当数寄せられている状況

**駆け込みホットライン**

— 建設業法違反通報窓口 —

◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。  
◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

なくそう違反、あったら通報!!

全国共通  
TEL. ナビダイヤル **0570-018-240**  
(イ ハン) (ツウ ホウ)

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 / 10:00～12:00 13:30～17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないよう十分注意して情報を取り扱います。

国土交通省  
建設業法令遵守推進本部

## 1.3 建設業法令遵守ガイドラインの策定 - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - (平成19年6月策定)

### 背景・目的

#### 法令違反行為の存在

適切な施工能力を有しないいわゆるペーパーカンパニーなどの不良・不適格業者の存在をはじめ、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係、社会保険・労働保険の未加入等の法令違反行為が存在

#### 認識がないままの法令違反行為

元請下請関係に関する規定については適用事例が少なく、違法であるという認識のないままの法令違反行為が行われている可能性

#### 法令遵守に対する社会的要請の高まり

法令遵守の徹底は、国民の信頼回復、建設産業の魅力向上のための大前提

#### 法律の不知による法令違反行為の防止

元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進していくことを目的

### ガイドラインの策定(平成19年6月策定、平成20年9月改訂)

#### 元請下請間の取引慣行上の法令違反行為の具体例を明示

- ・書面による請負契約締結の実行
- ・「不当に低い請負代金の禁止」の定義の明確化
- ・元請が取引上の地位を不当に利用した指値発注及び赤伝処理等の禁止 等

#### 元請下請間の取引に係るベスト・プラクティス

- ・元請下請間の望ましい取引方法について、その具体例等を明示

### ガイドラインの普及・啓発

#### 関係機関への周知

- ・地方整備局、地方公共団体等
- ・建設業団体
- ・商工会議所、商工会 等

#### 建設工事に直接携わる者への周知

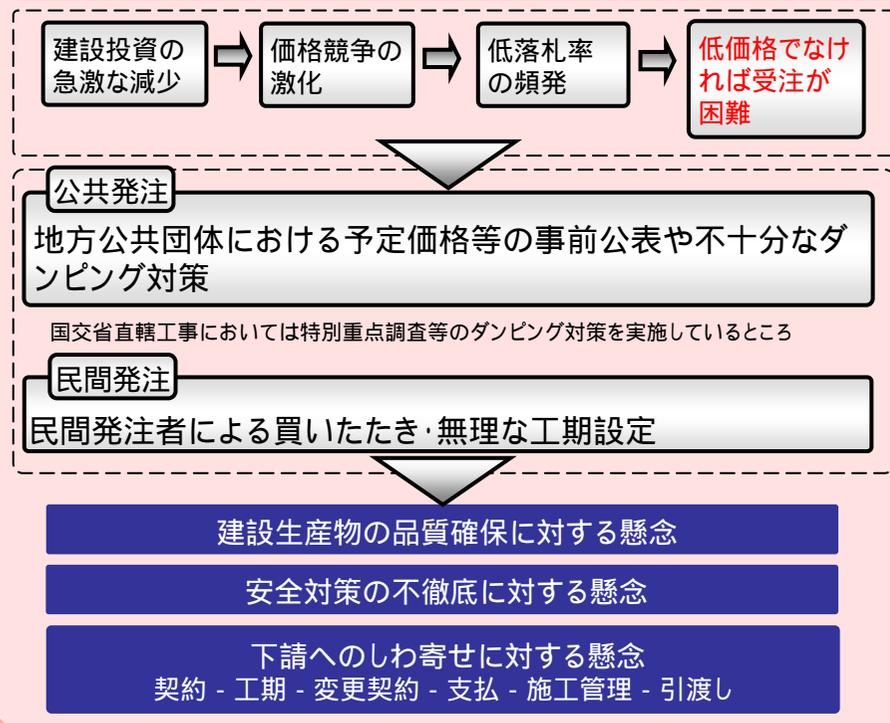
- ・元請負人の現場代理人、監理技術者、工事現場所長等
- ・専門工事業者(下請負人) 等

### 効果

対等な元請下請関係の構築  
元請下請間の公正・公平な取引の実現  
不知による法令違反行為の未然防止

## 1.4 低価格受注問題検討委員会 (平成20年3月とりまとめ)

### 低価格受注の背景と低価格受注がもたらす影響



### 国土交通省の対策

低入札価格調査対象工事を中心とした緊急立入調査の実施 (平成18年4月)  
国土交通省直轄工事に対する「緊急公共工物品質確保対策」 (平成18年12月)  
・総合評価方式の拡充(施工体制確認型)  
・特別重点調査  
建設業法令遵守推進本部の設置(平成19年4月)  
駆け込みホットラインの創設(平成19年4月)  
建設業法令遵守ガイドラインの策定(平成19年6月)

### 下請業者等へのしわ寄せ排除のためのさらなる対応

- 1. 法令違反行為の明確化・周知**  
工期面でのしわ寄せ等の法令違反行為を明確化するための建設業法令遵守ガイドラインの拡充・改訂等
- 2. 法令違反行為に係る端緒情報の収集機能の強化**  
元下調査における、調査対象業者数・対象範囲の拡大、主として下請業者の立場で回答を求める方法の導入等
- 3. 立入検査の強化・充実**  
「買ったたき」排除のための立入検査項目の拡充等
- 4. 法令違反行為に対する対応の強化**  
悪質性の高い不当な下請取引に関する公正取引委員会に対する措置請求  
公正取引委員会に対する措置請求の対象とならない不当な下請取引に対する建設業法に基づく監督処分、是正勧告・警告
- 5. 下請業者等が講じておくべき対応の周知・徹底**  
会計帳簿や入出金等の記録・保存等、建設業者等が自ら行うべき対応に関する周知
- 6. 発注者への対応**  
発注者向けのガイドラインの策定  
発注者の悪質な行為に対する勧告等の対応

## 1.5 下請代金支払状況等実態調査 (平成19年度)

全国の建設業者(6,000社)を対象として、下請契約の締結状況や下請代金の支払状況等の実態を調査あわせて、当該業者と取引関係のある下請業者(1,200社)に対して反面調査を実施  
 詳細な調査が必要なものについては、さらに、立入検査を実施  
 調査結果に応じて個別業者に対して改善指導行うとともに、必要な場合は文書により勧告

### 下請代金支払状況等実態調査

#### 調査方法

下請契約の締結状況や下請代金の支払状況等の実態を书面調査

元請業者(特定)  
5,000業者  
元請業者(一般)  
1,000業者

支払状況調査

受取状況調査

国

1次下請業者  
1,200業者

#### 主な調査内容

1. 下請代金の見積・決定について
2. 下請契約の締結について
3. 検査・引渡しについて
4. 下請代金の支払いについて
5. 施工体制台帳等について

#### 調査結果(抜粋)

調査項目		不適正回答率(%)	
		特定許可建設業者	一般許可建設業者
下請契約における金額決定方法	当初契約	1.6	9.5
	変更契約	2.8	10.6
書面による契約締結	当初契約	11.5	49.9
下請契約の締結時期	当初契約	5.1	12.8
	変更契約	39.3	60.2
発注者の支払を受けてから下請代金支払までの期間	公共工事	5.7	18.9
	民間工事	8.2	33.1
下請代金の支払い方法	公共工事(労務)	5.1	11.3
	民間工事(労務)	7.0	3.4
	公共工事(材工一式)	0.7	3.4
	民間工事(材工一式)	1.4	4.5
手形期間(最長)	公共工事	6.1	15.1
	民間工事	7.9	19.6

#### 立入検査

法令違反行為の疑義があった場合、各地方整備局等の法令遵守推進本部において立入検査を実施(平成19年度実績:950件)



違反行為が  
確知された  
場合

勧告(平成19年度実績:411件)

勧告件数は、元下調査結果の他、駆け込みホットライン等への通報による端緒情報も含む

## 1.6 下請取引等実態調査 (平成20年度)

**目的:** 建設工事における元請負人と下請負人との下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導を行う

**調査対象:** 全国の建設業者 約28,000業者(従来調査の約4倍)

(大臣許可約3,000業者、知事許可 約25,000業者)

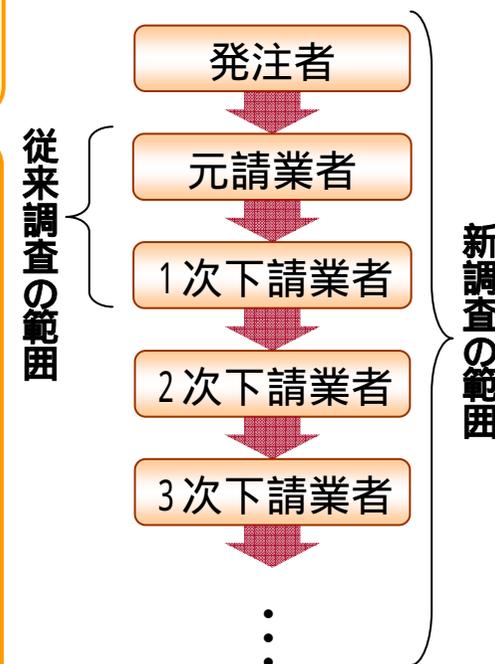
**調査スキーム:** 主に、「元請負人の立場で回答を求める設問」と「下請負人の立場で回答を求める設問」の二部で構成

従来のような反面調査と照合させる調査手法ではなく、元請負人の立場で回答を求める設問と下請負人の立場で回答を求める設問で調査を実施。

従来調査の「元請業者と1次下請業者」間の取引状況のみならず、1次下請業者と2次下請業者、2次下請業者と3次下請業者というような下下間の取引状況も把握可能な調査を実施。

**不適正な取引を行っている元請負人の情報**やその取引の内容が把握できる調査を実施。

**不適正な行為を行っている発注者の情報**が得られるような調査項目も追加。



法令違反業者に対する指導  
立入検査の実施、是正勧告、改善状況の報告  
法令違反業者に対するフォローアップ調査の実施

**建設工事における下請取引の適正化の促進**